五の四　介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者
別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）第二号に規定する区分一（次号において「障害児支援区分一」という。）以上に該当する者

五の五　介護給付費等単位数表第7の1の注13の4及び注13の5の厚生労働大臣が定める者
別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者

（削る）

（新設）

六　介護給付費等単位数表第7の9の注1及び注2並びに10の注の厚生労働大臣が定める者
指定短期入所事業所又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第二号に規定する共生型生活介護の事業を行う事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者

七　介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者
運動機能が座位までであって、別表第二の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表第二のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

八　介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者
次に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続していること。
(1)　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
(2)　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
(3)　中心静脈注射を実施している状態
(4)　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
(5)　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
(6)　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
(7)　経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態
(8)　褥瘡に対する治療を実施している状態
(9)　気管切開が行われている状態

（新設）

六　介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者
次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること
(1)　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
(2)　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
(3)　中心静脈注射を実施している状態
(4)　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
(5)　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
(6)　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
(7)　経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態
(8)　褥瘡に対する治療を実施している状態
(9)　気管切開が行われている状態

七　介護給付費等単位数表第7の10の注1及び注2の厚生労働大臣が定める者
現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者

八　介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者
運動機能が座位までであって、別表の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

（新設）